

## 社会福祉法人けやき会評議員及び役員の報酬等の支給基準について

### (目的)

この文章は、社会福祉法人けやき会（以下「法人」という。）定款第8条及び21条の規定に基づき、評議員及び役員の報酬等の支給基準を定めるものとする。

### (定義等)

この文章において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。(1) 評議員とは、定款第5条及び6条に基づき置かれる者をいう。(2) 役員とは、定款第15条及び16条に基づき置かれる理事及び監事をいう。(3) 報酬とは、社会福祉法第45条の35第1項で定めるところによる。(4) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費等の経費であって、報酬等とは明確に区別されるものとする。

### (報酬等の支給)

評議員及び役員は、定款第8条及び第21条に定めるとおり無報酬とする。

### (公表)

この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

### (改廃)

この文章の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

以上